相談

全国一斉『高齢者・障害者の人権あんしん相談』強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、高齢者・障害者の人権問題解消に向け、電話による相談の強化週間を行います。

【実施期間】 9月8日（月）～14日（日）

【相談時間】 8時30分～19時（土・日は10時～17時）

【専用電話】 0570・003・110

※相談無料・秘密厳守

【問い合わせ・相談先】 高知地方法務局人権擁護課 ☎088・822・3503

全国一斉！法務局休日相談所の開設

【日時】 10月5日（日）10時～15時

※予約不要

【場所】 高知地方法務局香美支局（土佐山田町旭町）

【内容】 登記・戸籍・供託・人権・土地の境界・相続・遺言等に関する相談

【相談員】 法務局職員・司法書士・土地家屋調査士

【問い合わせ先】 高知地方法務局香美支局 ☎52・3049

ご存じですか？公証制度

10月1日から7日までは**公証週間**です。

公証制度とは、不動産の売買や金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり、遺言をする際に、法務大臣の任命する**公証人**に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書（公正証書）を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全を図ろうとする制度です。

高知合同公証役場では、**無料公証相談**を行っています。※電話相談あり

【相談時間】 平日9時～12時、13時～17時

※公証週間期間中の10月4日（土）は10時～12時、13時～16時に相談できます。

【場所】 高知合同公証役場 高知市本町1－1－3 朝日生命高知本町ビル3階

【問い合わせ・相談先】 高知合同公証役場 ☎088・823・8601

9月10日～16日

自殺予防週間

全国の自殺者数は近年３万人を超えています。多くの方が尊い命を失い、遺族が悲しみ、苦しんでいます。自殺の原因は、健康・経済・生活・家庭の問題など、さまざまです。

悩んでいる人がいたら、温かい声をかけてあげてください。また、悩みを一人で抱えこまず、相談しましょう。

相談先

健康介護支援課　健康づくり班
☎52－9282
高知県中央東福祉保健所
☎53－3171
高知県立精神保健福祉センター
☎088－821－4966
心のテレ相談
☎088－823－0600（13時～15時、土・日・祝日・年末年始除く）
自殺予防情報センター
☎088－821－4506
ひきこもり地域支援センター
☎088－821－4508
高知いのちの電話
☎088－824－6300（9時～21時）
※12月29日～1月3日は10時～18時

募金

複十字シール運動ご協力のお願い

複十字シール運動は、結核や肺がんなどの呼吸器疾患をなくし、健康で明るい社会を目指す運動です。また、結核がまん延している途上国への援助・協力にも役立てられています。

香美市では、健康づくり婦人会員が地域に出向き、募金協力をお願いしています。感染予防の注意とともに、結核撲滅のため皆さまのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 健康介護支援課　健康づくり班 ☎52・9282

緑の募金ご協力のお礼

4月から5月にかけて**緑の募金**をお願いしたところ、市内148の自治会で家庭募金の取り組みをしていただきました。ありがとうございました。

【募金内訳】
◆家庭募金
154万3170円
◆その他の募金
1万269円

緑の募金は、高知県森と緑の会を通じ、県内の森林整備・緑化推進等の事業、自治会や市町村の緑化活動への助成等、身近な環境の緑化活動に活用されます。

【問い合わせ先】 高知県森と緑の会香美市支部（産業振興課内）☎52・9283

©やなせたかし 森のモリくん

その他

違反広告物を一斉除却

毎年9月1日～10日は**屋外広告物適正化旬間**です。

県では条例で、広告物が出せない地域や、許可が必要な地域を定めており、9月10日（水）に、県内一斉に違反広告物の除却を行います。ガードレールや標識へのはり紙・はり札等の除却や違反広告物に対する指導を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 高知県中央東土木事務所 ☎088・863・2175

農業機械のリースを助成します

攻めの農業実践緊急対策事業は、リース契約による農業用機械等の導入を支援します。リース会社との共同申請で、リース料の一部をリース会社に助成することで、農業者は通常より安価にリースできます。

詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

HP https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/162201/kensaiseikyoutop.html

【問い合わせ先】 高知県農業再生協議会事務局 ☎088・821・4511
産業振興課　農政班 ☎53・1062

地震で被災した建築物の危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性について判定し、表示を行うものです。

判定結果は、次の3種類のステッカーを建物の出入口等に貼って表示します。

なお、地震発生後の建物の判定には、この他に次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

◆**被災度区分判定**…建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定する

◆**住家被害認定**…り災証明書を発行する目的で被害程度を認定するもの

危険 UNSAFE	要注意 LIMITED ENTRY	調査済 INSPECTED

危険（赤色）　要注意（黄色）　調査済（緑色）

【問い合わせ先】 建設課 ☎53・3119

土佐山田まつり中止のご報告

８月２日に開催を予定していた第４６回土佐山田まつりは、台風１２号にともなう荒天のため、やむなく中止としました。

開催日当日、準備が完了した後の中止決定となったため、市民の皆さまや各団体の方々からの寄付金（約２７３万円）につきましては、会場設営費等のまつり運営費用（約３４０万円）に充てさせていただきました。市民の皆さまには、多大なご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。また、ご寄付をいただいた各団体のご芳名につきましては、香美市内全域に新聞折込で配布したチラシにて、掲載させていただきました。

来年度以降の土佐山田まつりにも、変わらぬご支援・ご協力をお願いします。

土佐山田まつり実行委員会
会長　石川祐一

※祝餅投げ用の祝餅等は、チラシに掲載していたとおり、当日の１７時から市内のバリュー３店舗で配布させていただきました。
※ラッキーナンバーズ等の景品は、いろいろなイベントや来年の土佐山田まつりで活用させていただきます。

■問い合わせ先　産業振興課　☎53－1084